

平成30年9月25日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）学校における性的マイノリティや同性婚に関する指導時の配慮について

学校において、思春期の児童達に対し、性的マイノリティや同性婚について指導する際は、当事者への配慮と同様に非当事者への配慮も重要だと思う。

そこで、非当事者の児童生徒に対し性的マイノリティや同性婚等の指導について、どのような配慮や対策を講じているのか、教育長に伺う。

（答）

全ての児童生徒に、発達段階に応じて、性的マイノリティの当事者であるか否かを問わず、様々な生き方や、多様性、価値観があることを理解し、尊重するよう、家庭科や保健などの教科を通じて、指導しているところでございます。

例えば、

- ・ 家庭科では、結婚の形や家族の形にも様々な考え方や状況があることなどについて、
- ・ また、保健体育科では、性に関する情報等への適切な対処が必要であることについて理解させ、自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するよう、指導しております。

こうした教科を通じた指導とともに、教職員は生徒指導資料等を活用し、性的マイノリティ等について理解を深め、様々な場面において、児童生徒に、他者の感情を共感的に受容できる想像力等が育まれるよう、取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、引き続き、性的マイノリティに係る教職員の意識啓発や指導力の向上を図るとともに、発達段階に応じて全ての児童生徒が性的多様性について正しい認識が持てるよう、指導の充実を図ってまいります。